

徳島県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
阿南市内原町中分173の4
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため